

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十三号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第六十一号ソ中「医薬品販売業者」を「店舗販売業者」に改め、同号中エをモとし、ナからシまでをムからヒまでとし、同号ネ中「薬局製造販売店舗」を「薬局製造販売医薬品」に、「管理医療機器販売業者」を「並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者」に改め、同号中ネをラとし、ツをナとし、ソの次に次のように加える。

ツ 法第六十九条第四項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は法第五十六条の二第一項に規定する確認の手續に係る関係者からの報告の徴収並びに当該者の試験研究機関等に対する立入り、帳簿書類その他の物件の検査、従業員その他の関係者に対する質問及び収去

ネ 法第七十条第一項及び第三項の規定による薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者、店舗販売業者、医薬部外品及び化粧品の販売業者（薬局又は店舗販売業の店舗において併せて行う場合に係る者に限る。）並びに高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者及び貸与業者

に対する措置命令及び処分等

第一条第六十二号の二二中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同条第六十二号の三中「いう。」の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。）」を加え、同号に次のように加える。

タ 省令第一条の四の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理
第二条中「第六十一号のナ」の下に「、第六十一号のラ、第六十一号のム」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和四年九月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十四号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和四年十二月三十一日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和四年五月東京都北区規則第四十七号）は、廃止する。

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第六十五号

東京都北区立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立体育施設条例施行規則（平成二十八年三月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条の四第二項の規定により」を「第二条の二に規定する」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「第三項」の下に「から第五項までのいずれか」を加える。

第四条第一項及び第七条の二中「又は第四項」を「から第五項までのいずれか」に改める。

第九条第二項第一号中「又は東京都北区立浮間子どもスポーツ広場」を「、東京都北区立浮間子どもスポーツ広場又は東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場」に改める。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場	一 四月一日から九月三十日まで 午前六時から午後六時まで	一 一月一日から同月四日まで
	二 十月一日から翌年三月	二 十二月二十八日から同

別表第二の一の項に次のように加える。

三十一日まで 午前七時
から午後五時まで

月三十一日まで

東京都北区立豊島 五丁目グリーンズ ポーツ広場					
走高跳	砲丸投	ハードル	競走	陸上用具	運動会用具
一式	一式	一式	一式	一式	一式
一回	一回	一回	一回	一回	一回
二〇円	二〇円	二五〇円	四〇円	五一〇円	五一〇円

別表第二の二の項に次のように加える。

東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場	一式	一回	四〇円
-----------------------	----	----	-----

別表第二備考に次のただし書を加える。

ただし、東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場においては、二時間を一回とする。

別記第十一号様式（甲）中「~~遊~~」を「~~遊~~」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例第四十五号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第一項、第七条の二及び別記第十一号様式（甲）の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 体育施設の指定管理者の指定に関し必要な手続及び使用申請その他使用のため

に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和四年九月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の五の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により再任用職員となつた職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、「再任用職員にあつては別表第一に、再任用短時間勤務職員にあつては」を削り、同条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に、「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定に

より再任用職員となつた職員をいう。以下同じ。）及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年三月東京都北区条例第六号）第三条」を「取り扱う」に、「育児休業法第六条第三項」を「取り扱う」。育児休業法第六条第三項の規定による任期の更新をしたときも、同様とする」に、「第三項中「再任用職員等」を「第三項中「定年前再任用短時間勤務職員」に、「採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「採用された育休任期付職員」を「育休任期付職員」に、「再任用にあつて別表第一に、再任用短時間勤務職員にあつては別表第二の二」を「別表第二の二」に改め、同条第七項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条の二第三項及び第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の五第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「すべて

て」を「全て」に改め、同条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の六第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期の」を「育児休業法第六条第三項の規定による任期の」に改める。

別表第二備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「準用する」を「適用する」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の二第二項の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項

若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十一条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条の五第二項から第四項まで及び第七項、第二十八条並びに別表第二の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第十三条の五第二項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員

員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例第三十三号）付則第五条第六項（同条例付則第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、同条第四項中「別表第二の二」とあるのは「別表第一」と、改正後の規則第二十八条中「育児休業法第六条第三項の規定による任期の」とあるのは「任期の」とする。

3

暫定再任用短時間勤務職員（令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の規則の規定の適用については、改正後の規則第十三条の五第二項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例第三十三号）付則第七条第三項及び第八条第三項において準用する同条例付則第五条第六項の規定による任期の

更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第二十八条中「育児休業法第六条第三項の規定による任期の」とあるのは「任期の」とする。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第六十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第二項中「後八週間」を「以後一年」に改め、同条第四項中「出産支援休暇」を「育児参加休暇」に改める。

付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十八号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条第三号イ(2)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第一条の四の見出し中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に、「前条中」を「前条第一号中」に、「あるのは、」を「あるのは「一歳六か月到達日」と、「第二条第四号ロ(1)」とあるのは「第二条第四号イ(1)」と、同条第二号中「一歳到達日」とあるのは「」に改め、同条を第一条の五とする。

第一条の三の見出し及び同条中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条第一号中「第三条第六号」を「第三条第五号」に、「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ(1)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三第三号及び第二条の四の東京都北区規則で定める特別の事情）
第一条の三 条例第二条の三第三号及び第二条の四の東京都北区規則で定める特別

の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げるものとする。

第二条第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合又は条例第二条の四の規定に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（条例第二条の三第二号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日（条例第二条第四号イ(1)に規定する一歳到達日をいう。）以前の日である場合

第二条第二項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、

「第三条第八号」を「第三条第七号」に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条及び第四条 削除

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第五条 育児休業の期間の延長の請求は、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までにシステムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、同号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに、育児休業承認請求書により行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 第二条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。
 第八条第二項中「別記様式第三号」を「別記第二号様式」に改める。
 第十条を次のように改める。

（条例第八条第六号の育児短時間勤務に係る計画書の提出）

第十条 条例第八条第六号の書面は、育児短時間勤務計画書（別記第三号様式）とする。

2 育児短時間勤務計画書は、条例第十条に規定する請求と同時に提出するものとする。

3 育児短時間勤務計画書の記載の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

別記第一号様式中「及び第5条」を「、第5条」に、

2 請求内容	<p>「育児休業」 <input type="checkbox"/>年度の育児休業 <input type="checkbox"/>年度の育児休業の期間の延長 （再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長、非常勤職員の1歳6か月までの） の育児休業の場合は必要な事情を記入）</p>
--------	---

を

2 請求内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合の者に限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 <small>（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合の者に限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）</small>
--------	---

4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで

「
 期の更新等に伴う再度の」は「条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする」とし
 各々、 「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に妊娠出
 産休暇（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第16条又は幼稚園教
 育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第18条に規定する休暇をい

に改め、回送状(画)中「非常勤職員の任

う。) に よ り 勤 務 し な か っ た 職 員 を 除 く。) が 当 該 請 求 に 係 る 子 に つ い て 最 初 の 書 見 本 兼 せ す ひ 証 命 せ 察 へ。) 「 を 削 る。)

別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第二号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日	年	月	日
殿		所 属			
		職 務 名			
		氏 名			
<p>職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月東京都北区条例第7号）の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>					
1 請求に係る子					
氏 名		生年月日		年 月 日生	
2 請求者の計画					
請 求 期 間		年 月 日から		年 月 日まで	
再度の請求予定期間		年 月 日から		年 月 日まで	
3 備 考					

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更が生じた場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第一条の三第一号の改正規定（「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ（1）」に改める部分に限る。）及び第一条の四の改正規定（「前条中」を「前条第一号中」に、「あるのは、」を「あるのは「一歳六か月到達日」と、「第二条第四号ロ（1）」とあるのは「第二条第四号イ（1）」と、「同条第二号中」と、「一歳到達日」とあるのは「」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則第一条の四第一号中「第二条第三号ロ」とあるのは「第二条第三号ロ（1）」と、「同規則第一条の五中「前条中」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年九月東京都北区規則第六十八号）付則第二項の規定により読み替えられた前条第一号中」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは「一歳六か月到達日」と、「第二条第三号ロ（1）」とあるのは「第二条第三号イ（1）」と、「同条第二号中「一歳到達日」とあるのは「」と、「同規則第二条第一項第三号中「第二条第四号イ（1）」と

あるのは「第二条第三号イ(1)」とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十九号

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年六月
東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全
計画」を加える。

別記第二号様式及び第五号様式中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期
優良住宅維持保全計画」を加える。

別記第六号様式中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅
維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅維持保
全計画」に改める。

別記第七号様式中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保
全計画」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則別記第二号様式、第五号様式及び第六号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十号

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区生活保護法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及び第二項」の下に「（法第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）」、第五十五条の八第一項及び第二項を加える。

別記第二十号の様式中「しきせしは」を「あなたは、民法に定められた義務者が、そのなる可證座が証い方に当たることから」に、「うえ」を「上」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十一号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第六号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第二十四条第一項中「（第四項）」を「（第三項）」に改め、同項第五号中「育児休業中」を「育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、

それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業
付 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十二号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）
の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第六条の三」を「第六条第八項」に、「再任用短時間勤務職員」
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十三号

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則
勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成六年九月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則第二条の規定を適用する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十四号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（平成十九年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第二条第二項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第三項を削る。

付則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

2 当分の間、条例付則第十四項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

付則に次の一項を加える。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第二項」とする。
付則別表を削る。

別表備考以外の部分中「第二条」の下に「、付則第二項」を加え、「再任用職員」を「一定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員の管理職手当は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の

四 第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。

3 令和三年改正法附則第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第

三項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二條第一項及び別表の規定を適用する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十五号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年六月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第一号口の規定を適用する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十六号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成四年三月東京都北区規則第八号）
の一部を次のように改正する。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の一項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）

付則第十四項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二條第一項及び第三條第一項に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十七号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第二条第一項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月東京都北区条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第三条の二又は第六条の二の規定の適用を受けている職員以外の職員

十一 法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第二条第二項第一号中「第十号」を「第十二号」に改める。

第二条の二中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第四条第一項中「、第六号及び第七号に掲げる期間にあつては二分の一日」を

「及び第六号から第八号までに掲げる期間にあつては二分の一日とし、第九号及び第十号に掲げる期間にあつては三分の一日」に改め、同項第六号中「育児休業中」を「育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

第四条第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号中「又は講演等を行った期間」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

十 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）を^レしている職員として在職した期間

第四条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第四条第四項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された」に改め、同条第五項中「時間又は」の下に「修学部分休業、高齢者部分休業若しくは」を加える。

第六条第一項に次の一号を加える。

八 基準日において公益的法人等派遣条例第三条の二又は第六条の二の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第一号から第四号まで及び前号に該当する場合を除く。）

第六条の四第一項に次の一号を加える。

八 基準日において公益的法人等派遣条例第三条の二又は第六条の二の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたなら

ば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額（当該職員が第一号から第四号まで及び前号に該当する場合を除く。）
第六条の四第三項第二号中「休業補償等を」を「当該休業補償等を」に改め、
同項に次の一号を加える。

五 基準日において公益的法人等派遣条例第三条の二の規定の適用を受けている職員については、公益的法人等への派遣がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料月額（当該職員が第一号、第二号及び前号に該当する場合を除く。）

第八条第三項中「前項の」を「前二項に定める」に改める。
第九条中「給料月額に第六条の三で定める」の下に「職員の区分に応じて同条で定める」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第六号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条

第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則第四条第四項の規定を適用する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十八号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第二条第一項の規定により公益的法人等（同項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）に派遣されている職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月東京都北区条例第一号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第三条の二又は第六条の二の規定の適用を受けている職員以外の職員

十一 法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第二条第二項第一号中「第十号」を「第十二号」に改める。

第二条の二中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第三条第一項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二

十八条の六第一項若しくは第二項を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条の二第一項中「第十一号」を「第九号及び第十号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十四号」に改め、「日数（一日）」の下に「（第九号及び第十号に掲げる期間にあつては三分の二日）」を加え、同項第六号中「育児休業中」を「育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中」に改め、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である場合を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、

それぞれの期間を合算した期間）が一月以下である育児休業
第三条の二第一項中第十四号を第十七号とし、第八号から第十三号までを三号ず
つ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（その他の規程によるこれ
に相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間
十 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこ
れに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間
第三条の二第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第三条の二第四項中「法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定
する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を
「一定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「ついて」の下に「、修学
部分休業若しくは高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第六項及び
第七項中「再任用短時間勤務職員」を「一定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「一定年前再任用短時間勤務職員」に
改める。

第八条第三項中「前項の」を「前二項に定める」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第一項第六号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第一項の規定を適用する。

3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三条の二第四項、第六項及び第七項並びに第四条第二項の規定を適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十九号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条の二中「第三条第二項ただし書」を「第三条第四項ただし書」に改める。

第五条第一項第一号中「に規定する園長及び副校長」を「（平成十二年三月東京都北区条例第二号）に規定する園長及び副園長」に改め、同項第二号中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月東京都北区条例第四号）第三条に規定する定年（以下「定年」という。）が年齢六十五年の職員」を「職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）第五条第一項第二号に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員（次号において「医（一）適用職員」という。）」に改め、同項第三号中「定年が年齢六十五年の職員」を「医（一）適用職員」に改める。

第六条の二第五項中「付則第四項を除き」を「この項において」に改める。

第六条の三を削り、第六条の四を第六条の三とし、第六条の五を第六条の四とし、第六条の六を第六条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（条例第十条の二の東京都北区規則で定める職員等）

第六条の六 条例第十条の二の東京都北区規則で定める職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職（以下「他の管理監督職」という。）に降任した職員とする。

2 条例第十条の二の東京都北区規則で定める日は、他の管理監督職に降任した日の前日とする。

（条例第十一条第四項の東京都北区規則で定める要件）

第六条の七 条例第十一条第四項の東京都北区規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によつて当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者が区長の承認を受けたことと（条例第十一条第五項の都職員等としての引き続きいた在職期間中に自己啓発等休業の期間がある職員にあつては、これに相当する取扱いを受けたこと。）。
- 二 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第二十九条の規定

による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

三 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第七条の四第二項第二号に掲げる期間を含む。）が五年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤による傷病若しくは死亡又は条例第七条第一項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の条例の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月東京都北区条例第四号）第三条に規定する定年（以下「定年」という。）に達したことにより退職した場合（職員の定年等に関する条例第四条の規定により引き続き勤務した後退職した場合を含む。）

ウ その者が退職した日又はその翌日に任期の定めのある職員として採用され、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第三条第一項ただし書若しくは第十四条ただし書又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十條の規定に該当して退職した場合

四 正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないことにより自己啓発等休業の承認を取り消されていないこと。

2 前項第三号の在職期間の計算は、条例第十一条の規定による勤続期間の計算の例による。

第七条の二を次のように改める。

（条例第十一条第五項の東京都北区規則で定める者）

第七条の二 条例第十一条第五項の東京都北区規則で定める者は、次のとおりとする。

一 条例第十一条第五項に規定する都職員等（以下「都職員等」という。）のうち、任期の定めのないものから引き続き任期の定めのある職員となつた者

二 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する条例の定めにより同項に規定する退職手当を受けることとなる者及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項の規定により同条第一項に規定する職員とみなされる者から引き続き職員となつた者

第十一条の見出し中に規定する「を」の東京都北区規則で定める「に改め、同条第一項中に規定する東京都北区規則」を「の東京都北区規則」に改め、同条第

二項を次のように改める。

2 条例第十三条第一項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（別記第五号様式）に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出し、区長の認定を受けることによつて行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第十一条に次の七項を加える。

3 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第十三条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならぬ。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における第二項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしななければならない。

5 第三項ただし書の場合における第二項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができ

る書類を添えなければならない。

6 区長は、第二項の申出をした者が条例第十三条第一項に規定する理由に該当すると認定したときは、区長が任命権者である場合を除き、認定書（別記第六号様式）を任命権者に交付し、当該任命権者は、第二項の申出をした者に受給期間延長等通知書（別記第六号様式）を交付しなければならない。この場合（同項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、当該任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、第二項の申出をした者に返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載しなければならない。

7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、当該任命権者は、区長に変更届（別記第七号様式）を提出して認定を受けるとともに、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者に返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合

合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十三条第一項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

8 第二項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出し、区長の認定を受けなければならない。

9 前項の規定は、第七項の場合及び第三項ただし書の場合における第二項の申出に、同項ただし書の規定は、第七項の場合について準用する。
第十一条の次に次の三条を加える。

（条例第十三条第四項の東京都北区規則で定める事業）

第十一条の二 条例第十三条第四項の東京都北区規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十三条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は同規則第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと区長が認められたもの

（条例第十三条第四項の東京都北区規則で定める職員）

第十一条の三 条例第十三条第四項の東京都北区規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十三条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして区長が認めた職員
（支給の期間の特例の申出）

第十一条の四 条例第十三条第四項の規定による申出は、支給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができ、書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出し、区長の認定を受けることによつて行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第十三条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 区長は、特例申出をした者が条例第十三条第一項に規定する退職の日後に同条

第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、区長が任命権者である場合を除き、認定書を任命権者に交付し、当該任命権者は、特例申出をした者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十一条第二項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、当該任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、特例申出をした者に返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、当該任命権者は、区長に変更届を提出して認定を受けるとともに、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者に返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
二 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十三条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合
交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第十一条第八項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場
合における特例申出に、第十一条第二項ただし書の規定は、第一項及び前項の場

合に、第十一条第四項及び第五項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

第十四条の二第一項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第十六条第一項中「任命権者は」を「当該任命権者は」に、「及び任命権者」を「及び当該任命権者」に、「記載し」を「記載した上、」に改め、同条第二項中「その旨」を「、その旨」に改め、「時」を「の下に「添えて」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（条例第十四条の東京都市北区規則で定める者等）

第二十一条の二 条例第十四条本文の東京都市北区規則で定める者は、条例第二条第一項第三号に掲げる職員とする。

2 条例第十四条ただし書の東京都市北区規則で定めるときは、任期の定めのない職員が引き続き任期の定めのある都職員等となつたときとする。ただし、当該都職員等となつた者が引き続き任期の定めのない職員となる見込みがあるときは、この限りでない。

付則第二項を削る。

付則第三項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項を付則第二項とし、付則第四項を付則第三項とする。

付則第五項中「第六条の四各号」を「第六条の三各号」に改め、同項を付則第四

項とする。

付則第六項中「第六条の五」を「第六条の四」に改め、同項を付則第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 条例第十三条第一項の規定による退職手当の支給を受けることができる資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十条の二の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

7 条例付則第二十七項の規定により読み替えて適用される条例第九条第一項の給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額（以下「相当額」という。）とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日（その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日をいう。この号及び次号において同じ。）の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第二条第二項の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の給料の調整額の金額

二 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当額
 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第二条第二項
 の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における給料の調
 整額の金額（同規則附則第二項の規定の適用を受ける場合は、同項の規定によ
 り計算して得た額）

三 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日（その者が
 六十歳に達した日後における最初の四月一日をいう。この号及び次号において
 同じ。）の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額
 を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に
 対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の同規則第三条に
 定める額

四 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当
 額 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分
 に相当する退職時における職務の級の区分に対応する退職の日における同規則
 第三条に定める額（同規則附則第五項の規定の適用を受ける場合は、同項の規
 定により計算して得た額）

別記第五号様式中「第11条第4項第1号」を「第11条第4項第1号に、」と、
 「第11条第4項第2号」を「第11条第4項第2号に、」と、
 「第11条第4項第3号」を「第11条第4項第3号に、」と、

職業に就くことができない理由

を

この申請書を提出する理由

イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため

ロ 事業を開始したため

具体的理由

[]

に改め、「職業に就くことができない期間」の次に「又は毎業を実施する期間」を加え、「第11条第2項」の次に「第11条の4第1項」を加える。
別記第六号様式中「第18条」を「第11条の4」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に

受給期間延長の理由	
-----------	--

を

<p>受給期間延長等の理由</p>	<p>イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く ことができないため ロ 事業を開始等したため</p>
<p>職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

「第11条第2項」及び「第11条第6項・第11条の4第3項」に始まる。
 別記第十号様式中

<p>1 公共職業 訓練</p>	<p>2 雇用保険 法第63条 第1項第 3号の講</p>	<p>3 障害者の 雇用の促 進等に関 する法律</p>	<p>4 高年齢者 等の雇用 の安定等 に関する</p>	<p>5 雇用保険 法施行令第 3条第4号 に規定する</p>
----------------------	---	--	--	---

習及び訓練	第13条の 適応訓練	法律第25 条第1項 の計画に 準拠した 同項第3 号に掲げ る訓練	訓練又は講 習
-------	---------------	--	------------

や

1 公共 職業 訓練	2 雇用保 険法第6 3条第1 項第3 号の講 習及び 訓練	3 障害者 の雇用 の促進 等に関 する法 律第13 条の適 応訓練	4 高年齢 者の雇 用の安 定等 に関する 法律第 125条 第1項 の計画 に準拠し	5 雇用保 険法施行 令第3条 第4号に 規定する 訓練又は 講習	6 職業訓 練の実 施等 による 特定求 職者の 就職に の支援 に関する 法律第4 条
------------------	--	---	--	---	--

に於ける。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条の二、第五条第一項第一号及び第七条の二の改正規定、第十一条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十四条の二及び第十六条の改正規定、第二十一条の次に一条を加える改正規定、付則第二項を削る改正規定、付則第三項の改正規定及び同項を付則第二項とし、付則第四項を付則第三項とする改正規定、付則第五項を付則第四項とする改正規定、付則第六項を付則第五項とする改正規定、別記第五号様式、別記第六号様式及び別記第十号様式の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後

同項第3号に掲げる訓練	
第2項に規定する業務認定訓練	

の規則」という。）第七条の二第一号の規定は、前項ただし書に規定する日以後に同号の任期の定めのある職員となった者について適用する。

3

改正後の規則第十一条の二から第十一条の四までの規定（同条第五項において準用する第十一条第二項ただし書、第四項、第五項及び第八項の規定を含む。）は、令和四年七月一日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）第十三条第四項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の東京都北区規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。